

共同利用に供する施設等を取得した場合の課税標準の特例 《不動産取得税・固定資産税・事業所税》

1. 特例の対象

森林組合等が

- ①国の補助金又は交付金（※不動産取得税は除く）
- ②林業・木材産業改善資金（※固定資産税のみ）
- ③日本政策金融公庫資金
- ④沖縄振興開発金融公庫資金

の交付又は貸付けを受けて取得する共同利用に供する施設又は機械・装置が対象となります。

（※対象となる施設等は、各交付金等、資金ごとに設定されています。）

共同利用に供する施設又は機械・装置とは

森林組合等が林業者・木材産業事業者の共同利用に供するために設置する林産物の生産、加工、販売等に必要施設又は機械・装置が対象です。

都道府県、
日本政策金融公庫等

交付・貸付け

森林組合等

共同利用に供
する施設等の
設置

共同利用に供する施設等



施設等の例

- ・高性能林業機械
- ・木材加工施設
- ・木質バイオマス
利用施設 など

共同利用

林業者・木材産業事業者の経営の合理化、生産性の向上

2 特例の対象者

森林組合、森林組合連合会、中小企業等協同組合（事業協同小組合及び企業組合を除く。）、協業組合

3. 特例の内容

【不動産取得税】

令和9年3月31日までに森林組合等が取得する共同利用に供する施設に係る課税標準は、取得価額に対する貸付金額の割合をもとに計算した一定額を、価格から控除した額となります。

ただし、当該割合が課税標準の2分の1を超える場合にあっては、2分の1となります。

【固定資産税】

森林組合等が取得する共同利用に供する機械及び装置に係る固定資産税の課税標準は、価格の2分の1となります。ただし、「1. 特例の対象」の②～④に掲げる資金の貸付けを受けて取得する場合は、令和9年3月31日までに取得するものに限ります。

- ①新たに固定資産税が課されることとなった年度から、3年度分に限られます。
- ②対象となる機械、装置については、以下のとおりです。
 - (1)500万円以上の交付金等を受けて取得した機械及び装置のうち、一台又は一基の取得価額が330万円以上のもの。
 - (2)対象制度資金の貸付けを受けて取得した機械及び装置のうち、一台又は一基の取得価額が330万円以上のもの。

【事業所税】

森林組合等が取得する共同利用に供する施設に係る事業所税は非課税となります。

税 目	課 税 標 準 の 計 算 式
不動産取得税	価格－価格×（貸付金額÷取得価額） ※ただし、（貸付金額÷取得価額）の割合が、課税標準の2分の1を超える場合にあっては2分の1
固定資産税	価格 × 1/2
事業所税	非課税

4. 特例の効果

【不動産取得税】

例: 共同利用施設(家屋)取得価額 1,000万円
→ 家屋評価額 1,000万円 × 70%(家屋評価割合) = 700万円
(対象制度資金 800万円、自己資金 200万円)
(税率 4%)

<自己資金の場合>

$$700\text{万円(課税標準)} \times 4\% = 28\text{万円}$$

<対象制度資金を活用した場合>

$$700\text{万円} \times (800\text{万円} \div 1,000\text{万円}) = 560\text{万円(課税標準)} \cdots a$$

$$700\text{万円} \times 1/2 = 350\text{万円(課税標準)} \cdots b$$

$$a > b \quad \therefore b\text{を採用し } 700\text{万円} - 350\text{万円} = 350\text{万円}$$

$$350\text{万円(課税標準)} \times 4\% = 14\text{万円}$$



$$28\text{万円} - 14\text{万円} = \mathbf{14\text{万円の効果}}$$

【固定資産税】

例: 共同利用施設(機械・装置)取得価額 2,000万円
(耐用年数5年、減価率0.369、税率1.4%)

<自己資金の場合>

$$1\text{年度目 } 2,000\text{万円} \times (1 - 0.369/2) \times 1.4\% = 22.8\text{万円}$$

$$2\text{年度目 } 1,631\text{万円(1年目の評価額)} \times (1 - 0.369) \times 1.4\% = 14.4\text{万円}$$

$$3\text{年度目 } 1,029\text{万円(2年目の評価額)} \times (1 - 0.369) \times 1.4\% = 9.1\text{万円}$$

合計 46.3万円

<交付金等又は対象制度資金を活用した場合>

$$1\text{年度目 } 2,000\text{万円} \times (1 - 0.369/2) \times 1/2 \times 1.4\% = 11.4\text{万円}$$

$$2\text{年度目 } 1,631\text{万円(1年目の評価額)} \times (1 - 0.369) \times 1/2 \times 1.4\% = 7.2\text{万円}$$

$$3\text{年度目 } 1,029\text{万円(2年目の評価額)} \times (1 - 0.369) \times 1/2 \times 1.4\% = 4.5\text{万円}$$

合計 23.1万円



$$46.3\text{万円} - 23.1\text{万円} = \mathbf{23.2\text{万円の効果}}$$

【事業所税】

例: 共同利用施設(家屋) 1億円
(床面積 2,000㎡、従業者 110人、給与総額4億円)

<自己資金の場合>

$$(資産割) \quad 2,000\text{㎡} \times 600\text{円} = 120\text{万円}$$

$$(従業者割) \quad 4\text{億円} \times 0.25\% = 100\text{万円}$$

合計 220万円

<交付金等又は対象制度資金を活用した場合>

非課税 ⇒ **220万円の効果**

お問い合わせ先

【林業・木材産業成長産業化促進対策交付金】

林野庁 経営課 構造改善班

(代表)03-3502-8111(内線)6084

(ダイヤルイン)03-3502-8055

【日本政策金融公庫資金、林業・木材産業改善資金】

林野庁 企画課 金融班

(代表)03-3502-8111(内線)6064

(ダイヤルイン)03-3502-8037

【沖縄振興開発金融公庫資金】

内閣府 沖縄振興局 参事官(調査金融担当)付

(代表)03-5253-2111(内線)34483

(ダイヤルイン)03-6257-1673